

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の最重要課題の一つとして、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでいます。コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の重要な政策のひとつとして位置づけているステークホルダーへの利益還元を果たすことが責務であると考えております。その一環として、過半数を社外取締役で構成する報酬・指名・監査の各委員会を取締役会に設置する指名委員会等設置会社としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は書面による議決権行使制度を採用しており、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、電子行使制度は採用しておりません。招集通知の英訳については、現状において外国人株主の議決権行使に特に問題がないと認識しているため、実施しておりません。今後は、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率などの動向をみて、必要だと判断した場合は採用する予定でございます。

【補充原則3－1－2 英語での情報開示】

当社は、現在のところ、英語版ホームページでの情報開示は行っておりますが、会社概要のみに留まっており、それ以外の英語での情報開示は行っておりません。今後は、海外投資家への情報提供も重要であると認識しておりますので、株主構成等を勘案し、必要に応じて対応を進めて参ります。

【補充原則4－2－1 経営陣の報酬（中長期業績連動、現金報酬、自社株報酬との割合）】

報酬委員会基本方針に基づき、取締役および執行役の報酬は、業績や株価との連動を重視し、賞与（業績連動型）等を採用しておりますが、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合は設定しておりません。今後は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ検討してまいります。

【補充原則4－11－3 取締役会の実効性分析・評価の実施と開示】

当社では、取締役会全体の実効性の分析・評価は実施しておりません。今後は、各取締役の自己評価等を参考にしつつ、取締役会全体の実効性についての分析・評価、結果概要の開示について検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】

当社は、事業戦略や取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、中長期的に当社の企業価値を高め株主の皆様の利益に繋がると考える場合に、政策保有株式としての保有を検討するものとし、また、保有にあたっては、取締役会において、可能な範囲で経済合理性を検証しております。なお、政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容を精査し、投資先の中長期的な企業価値の向上に資するものかどうかを判断したうえで、適切に議決権を行使いたします。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

当社が、関連当事者との取引を行う場合については、その取引の内容や性質等を考慮し、株主共同の利益を損ねる事の無いよう、あらかじめ取締役会に付議し、承認を得ることとしております。

【原則3－1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

決算短信に、経営方針として、

- 1.会社の経営の基本方針
- 2.目標とする経営指標
- 3.中長期的な会社の経営戦略
- 4.会社の対処すべき課題

を適宜、開示を行っております。

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針は、本報告書「1.基本的な考え方」に掲載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

報酬委員会基本方針に基づき、報酬委員会が決定しており、招集通知において開示しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者については、指名委員会基本方針に基づき指名委員会にて決定しており、なお、執行役については、執行役規程に基づき、取締役会が決定しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役候補者の選任理由については、株主総会参考書類において開示しております。社内取締役及び執行役につきましては、「株主総会招集ご通知」又は「有価証券報告書」に個人別の経歴を記載しており、上記(4)の方針に基づき指名・選任しております。

【補充原則4－1－1 取締役会の判断・決定、経営陣に対する委任の範囲の開示】

当社取締役会は、株主利益を代表して経営の基本的な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っており、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程で定めた事項を審議・決定しております。

また、当社は指名委員会等設置会社として、執行と監督を分離し、積極的に経営の意思決定を執行部門に委任することにより、経営の効率性及び機動性を高めるとともに、取締役会が経営の監督に専念することにより、適切なけん制・統制及び適法性を確保することを重視しております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべく、そのような資質を十分に備えた独立社外取締役を2名選任しております。各独立社外取締役は、客観的な視点且つ専門的な見地から、当社の企業価値を向上させるべく、適切に助言・提言を行っております。なお、現時点では、当社の環境等を総合的に勘案し、3分の1以上の独立社外取締役を選任することの必要性はないと考えております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社における社外取締役の独立性判断基準は、会社法の要件に加え、株式会社東京証券取引所が定める判断基準に準拠するものとしております。

【補充原則4－11－1 取締役の選任方針等の開示】

当社は、指名委員会等設置会社であり、取締役候補者の人選は、指名委員会が指名委員会基本方針を基準として、全体のバランスを考慮して決定しております。

【補充原則4－11－2 取締役のほか上場会社の役員兼任状況の開示】

兼務の状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書にて毎年開示しております。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング方針の開示】

当社は、取締役・監査役の就任に際し、必要に応じて研修を行っております。就任後も適宜、財務会計、法務、事業のリスク等に関する必要な知識の習得を目的として、セミナー等の機会を提供し、費用面も含めた支援体制を敷いております。また、社外取締役については、必要に応じて経営会議への出席等を通じて、随時、当社の事業活動に関する情報を提供しております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、全てのステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本として、正確かつタイムリーな情報開示が重要であるとの認識のもと、会社情報の提供について、真摯に取り組んでおります。

また、当社は、株主に対して経営戦略や経営計画を説明するとともに、対話を通じて得られた意見や要望を経営に反映させることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。なお、株主との実際の対話(面談)については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営企画部担当執行役または部署責任者が面談に臨むことを基本としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
KABホールディングス株式会社	8,041,480	33.39
合同会社TCTS09	5,161,500	21.43
株式会社ウェブクルー	1,346,050	5.59
日本証券金融株式会社	1,027,800	4.27
三井住友海上火災保険株式会社	370,000	1.54
田代 光史	331,400	1.38
株式会社サンライズインベストメント	324,600	1.35
山田 祥美	256,000	1.06
豊岡 幸治	253,900	1.05
株式会社ヤマニ	202,070	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
浜田 卓二郎	弁護士												
内田 輝紀	弁護士												
生駒 雅	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
浜田 卓二郎					――	同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、長年の国会議員として培われた豊富な経験に基づく高い見識を有しており、また、弁護士として高度な専門性を活かして活躍されており、当社の経営に対する監視・監督機能の強化のため、社外取締役として選任しております。
						同氏は、大蔵省（現：財務省）および株式会社大阪証券取引所などにおいて培われた金

内田 輝紀		○	—	融・証券その他経済全般にわたる高い見識を有しており、また、弁護士として高度な専門性を活かして金融・証券取引関係法務、コンプライアンスを取扱業務として活躍されており、当社の経営に対する監視・監督機能の強化のため、社外取締役として選任しております。
生駒 雅		○	—	同氏は、金融業界の幅広い専門知識と豊富な経験に加え、中古車業界における経営者としての経験もあるため、当社の経営に対する監視・監督機能の強化のため、社外取締役に選任しており、また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	0	1	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	4	0	1	3	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数 [更新](#)

6名

兼任状況 [更新](#)

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
加畠 雅之	なし	あり	○	×	なし
松本 光章	あり	あり	×	×	なし
西牟田 泰央	なし	あり	×	○	なし
森本 貴史	なし	あり	×	×	なし
高田 知行	なし	なし	×	×	あり
後藤 喜弘	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査委員会の職務を補助すべき専属の従業員を配置しておりませんが、経営企画部によって各委員への連絡および会議体運営のサポート業務などを行なっております。

「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」にもありますとおり、専属の従業員の配置を検討してまいります。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会と内部監査部は、方針の打合せや定期的な報告会を通じて意見交換を実施いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績運動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役および執行役の報酬の構成は、基本報酬、賞与(業績運動型)、及びストックオプションとし、その水準と構成比については、基本方針に則り設定する。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

[更新](#)

当社の社内取締役に対する報酬の内容は、78百万円であり、社外取締役に対する報酬の内容は16百万円であります。また、執行役に対する報酬の内容は、11百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬委員会は、指名委員会等設置会社である当社の取締役・執行役の報酬決定機関として、公正かつ適正に報酬を決定するものとする。取締役及び執行役の報酬体系は、各個人がその職責において株主の期待に応え、当社グループの企業価値向上に資するためのものとし、報酬等の水準については、当社グループの発展を担う優秀な人材を確保・維持できるレベルに設定するものとする。

当委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別報酬等の決定に関する方針を以下のとおり決定し、この方針に従い取締役及び執行役の個人別の報酬等の額等を決定するものとする。

(1)取締役は、主な職務が当社グループ全体の重要な意思決定及び業務執行の監督であることから、優秀且つ幅広い見識のある人材を確保する為の報酬体系とすることを基本方針とする。なお、取締役の報酬の構成は、基本報酬、賞与(業績運動型)、及びストックオプションとし、その水準と構成比については、基本方針に則り設定する。

(2)執行役は、当社グループ全体の業務執行を担うことから、会社業績の向上を図るため優秀な人材を確保するとともに、業績や株価との連動を重視した報酬体系とすることを基本方針とする。なお、執行役の報酬の構成は、基本報酬、賞与(業績運動型)、及びストックオプションとし、その水準と構成比については、基本方針に則り設定する。

(3)執行役が使用人を兼ねているときは、使用人部分を含めた報酬等の総額を決定するものとする。ただし、取締役を兼任する執行役は、使用人部分への報酬等の振分けはできないものとする。

(4)個人別の報酬等の内容の決定については、公平性・妥当性を考慮し、適正な報酬等を定めるものとする。

(5)個人別の報酬等の内容の決定は、以下の事項等を勘案した上で、合理的な範囲内で報酬等を定めるものとする。

<就任時>

- 当社の前事業年度または直近の業績及び財務状況
- 当社の属する業界全体の業績・景況感
- 当社経営陣に対する報酬等の支給実績
- 対象者の能力・知識・スキル・経験及び執行役の場合は委任される職責
- 対象者の前年の実績・成果
- 対象者が社外取締役の場合は、経歴、当社及び他企業の支給水準等

<変更時>

- 個人別の報酬等について、就任時に定めた報酬より増額又は減額する場合においては、その理由及び根拠を明確にした上で、合理的範

国内外で報酬等の内容を決定する。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役をサポートする専従の社員を配置しておりませんが、経営企画部によって社外取締役への連絡等のサポート業務を行なっております。取締役会において充実した議論が行なわれるよう、取締役会の議案および資料を取締役会開催日の3日前に電子メールにて事前配信を行なっております。なお、特に重要性の高い議案につきましては、担当執行役から社外取締役へ事前相談を行なう事により各々の社外取締役の意見を反映させております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監査、監督、指名、報酬決定等の機能にかかる各機関の概要については以下のとおりであります。

【業務執行】

当社は2010年2月付にて指名委員会等設置会社へ移行いたしました。経営における業務執行と監督の分離を行い、執行役は経営の業務執行機能を担い、取締役会は経営の監督機能を担う体制といたします。

【監督・監査】

- ・取締役会は、執行役の職務執行を監督しております。また、監査委員会により取締役の意思決定の状況および取締役会の監督義務の履行状況を監視し、検証を行なっております。
- ・監査委員会は、会計監査人の選解任および不再任に関する議案内容の決定を行なっております。
- ・監査委員会は、会社の財産状況の調査を行なっております。

【指名】

- ・指名委員会により、取締役の選解任に関する株主総会に付議する議案の内容について決定しております。

【報酬】

- ・報酬委員会により、取締役および執行役の個別報酬額の決定方針、並びに個別報酬額の決定を行なっております。

【各委員会の構成および開催回数】

- ・各委員会の人員は、監査委員会4名、指名委員会4名、報酬委員会3名により構成しております。
- ・各委員会の開催は、監査委員会は、毎月1回以上開催し、指名委員会および報酬委員会は年1回以上開催することといたします。

【取締役候補者の選定に関する方針】

- ・取締役は、執行役を兼務しており、社長並びに連結会社の代表権を担う執行役を選任しております。
- ・社外取締役は、会社経営の経験者、各分野の有識者および専門家の中から、当社経営の監督者としてふさわしい人物を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役による経営機能と執行役による業務執行機能を分離することにより、取締役の役割分担の明確化及び意思決定の迅速化を図るものであります。

また、経営の監督機能として社外取締役を活用することにより経営の透明性の向上を図ることを目的に指名委員会等設置会社の組織形態を採用いたしました。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

当期は、定時株主総会開催日16日前の6月8日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身 による説明 の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

新聞・雑誌などのマスコミ関係者やアナリスト、機関投資家を対象とした決算説明会を5月に実施しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

当社ホームページに「会社案内」として、「IRリリース」「ニュースリリース」「IRカレンダー」「業績」「決算情報」のコンテンツページを設け、随時更新を行っております。

IRに関する部署(担当者)の設置

執行役兼経営企画部長である情報取扱責任者と経営企画部によりIR活動を行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

1.当社は、コンプライアンスを経営の基盤として、健全で継続的な成長を目指し、社会及び株主各位、また、お客様の信頼に応えるために取締役会・報酬委員会・指名委員会・監査委員会並びに執行役が順法性・適正性を重視した経営体制を構築します。また、ディスクロージャーについても、迅速かつ充実した開示に努めます。

2.執行役の職務執行が法令・定款等を遵守して行われているかの適法性監査は、監査委員会規程及び監査計画に基づき監査委員会が実施します。

3.取締役会は、執行役の業務執行状況が、法令・定款、社内規程等を遵守し、業務執行しているかを監督しています。

【職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

執行役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき作成・保存します。この情報は、文書管理規程の定めにより取締役、監査委員会、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で保存し、その管理は総務部が行います。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

1.当社は、法令遵守・企業倫理等を担当する部署としてコンプライアンス部を設置し、当社及び子会社における当該事項の管理・監督・指導を行います。なお、法令及び社内規程に違反する事実が発生した場合、コンプライアンス基本規程により設置されたコンプライアンス委員会が調査し、その内容を取締役会及び監査委員会に報告する体制を整えています。

2.当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合に備え、事前に必要な対応方法を社内規程により整備し、発生したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行います。また、リスク管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置しています。

【執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

1.取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略、営業戦略等の経営上の中重要な事項について、迅速かつ合理的に意思決定を行い、執行役による業務執行が効率的に行われることを確保するとともに、業務執行状況を監督します。

2.取締役会は、業務執行について、その権限を執行役に適切な範囲で委任し、執行役が当該業務執行の責任を有しています。また、取締役会とは別に執行役会を開催し、絞り込まれたテーマについて時間をかけて議論を行います。

3.事業運営については、経営環境の変化を踏まえて中期事業計画を策定し、その実行計画として年度予算、各部署の行動目標を策定し、実行しています。

【財務報告の適正性を確保するための体制】

当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに従い、「内部統制基本方針」を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムの構築及び適切な運用に努め、財務報告の適正性を確保いたします。なお、その体制の構築にあたっては、外部の専門家のアドバイスを得て、内部監査部を中心に全社体制で取り組んでいます。

【使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

1.当社は、使用人に倫理並びに法令及び定款等諸規則の遵守を徹底するため、コンプライアンス基本規程を制定・施行するとともに、使用人が倫理または法令等に違反する行為を発見した場合の報告制度として、内部通報制度を整備しております。これにより、倫理または法令等に違反する行為の早期発見・是正を図っています。

2.コンプライアンス基本規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行います。また、コンプライアンス・マニュアルを制定し、使用人に対する適切な研修体制を通じてコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

【当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制】

1.社内規程に従い、子会社管理は経営企画部が行うものとし、その総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行います。

2.子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査します。

3.当社は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制として、定期的及び必要に応じ、次の横断的会議体を通じて、当社グループにおける情報の共有・意見交換等に努めます。

・執行役会

・グループ経営会議

・グループ共通業務部門会議

・その他グループ横断的会議

【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項】

1.監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、その使用人は監査委員会の指示に基づき、職務を行うこととします。

2.監査委員会の職務を補助する使用人に関する人事考課、懲戒処分等に関する事項は、事前に監査委員会の同意を得るものとします。

【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項】

監査委員会の職務を補助するために事務局を置き、その独立性を確保するために事務局に属する使用人の人事に関して、監査委員会は、執行役と意見交換を行います。

【執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制】

執行役及び使用人は、監査委員会からの求めに応じ、業務執行状況を報告します。また、執行役は、会社に対し著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員会に報告します。

【その他監査委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制】

1.監査委員会は、毎月1回開催するものとし、代表執行役と監査上の重要事項について意見交換を行います。

2.監査委員会は、内部監査部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部に調査を求める。

3.監査委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力への対抗策として、「反社会的勢力対策規程」において「基本方針」を定め、秩序や企業の健全な活動に脅威を与える「反社会的勢力との関係を一切持たず、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を供与しない。」ことを明示しております。断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしています。

反社会的勢力の対応につきましては、総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、実質的な運用及び対応は総務部が対応統括部署となり、社内関係部門及び管轄警察署等との協力体制を整備し、有事に備えています。

また、取締役、執行役及び使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、総務部を中心に、顧問弁護士、管轄警察署等と連携し対応する体制を確立します。なお、全国の営業拠点においても、同様に対応することを徹底しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

